3　入札量

入札対象区分等に係る入札量は、それぞれ下記のとおりとする。

⑴　太陽光発電設備

第28回における入札量は91MWとし、第29回から第31回までの入札量は、以下のとおりとする。

ア　前回入札において、応札量が91MW未満となった場合　91MW

イ　前回入札において、応札量が91MW以上入札量未満となった場合　前回入札における応札量

ウ　（略）

⑵　陸上風力発電設備

第６回における入札量は700MWとする。ただし、追加入札を実施する場合には、入札量は、第６回入札において落札されなかった容量の40％の量とする。

⑶　（略）

（削る）

4　供給価格上限額

供給価格上限額は、太陽光発電設備については、第28回9.60円、第29回9.60円、第30回9.60円、第31回9.60円、陸上風力発電設備（第６回）については、14.00円とし、追加入札を実施する場合は、第６回入札の加重平均落札価格又は13.70円のいずれか高い額とする。着床式洋上風力発電設備（第４回）については、非公表とし、入札募集開始の日までに設定することとする。

5　（略）

6　入札対象区分等に係る交付期間又は調達期間

⑴～⑶　（略）

（削る）

3　入札量

入札対象区分等に係る入札量は、それぞれ下記のとおりとする。なお、バイオマス発電設備について入札対象区分等に該当するバイオマス燃料とそれ以外の燃料を混焼する場合は、当該設備の出力に入札対象区分等に該当する燃料の投入比率（以下「入札バイオマス比率」という。）を乗じたもの（以下「入札バイオマス比率考慮後出力」という。）を、入札に付する量とする。

⑴　太陽光発電設備

第24回における入札量は79MWとし、第25回から第27回までの入札量は、以下のとおりとする。

ア　前回入札において、応札量が79MW未満となった場合　79MW

イ　前回入札において、応札量が79MW以上入札量未満となった場合　前回入札における応札量

ウ　（略）

⑵　陸上風力発電設備

第５回における入札量は900MWとする。ただし、追加入札を実施する場合には、入札量は、第５回入札において落札されなかった容量の40％の量とする。

⑶　（略）

⑷　出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備

第８回における入札量は30MWとする。ただし、供給価格上限額を超えない供給価格の入札参加者を低価の者から順に並べた際に出力の合計が30MWを上回った場合には、最も低価の者からその最初に上回った者までの出力の合計量（当該合計量が140MWを上回る場合にあっては、140MW）とする。

4　供給価格上限額

供給価格上限額は、太陽光発電設備については、第24回8.90円、第25回8.83円、第26回8.75円、第27回8.68円、陸上風力発電設備（第５回）については、13.00円とし、追加入札を実施する場合は、第５回入札の加重平均落札価格又は12.00円のいずれか高い額とする。着床式洋上風力発電設備（第４回）及びバイオマス発電設備（第８回）については、非公表とし、各回の入札募集開始の日までに設定することとする。

5　（略）

6　入札対象区分等に係る交付期間又は調達期間

⑴～⑶　（略）

⑷　バイオマス発電設備に係る交付期間又は調達期間

入札対象でないバイオマス発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して４年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。